

## 加賀市公共工事の前金払取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)附則第7条の規定に基づき、公共工事の前金払をする場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において「公共工事」とは、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する公共工事をいう。

2 この告示において「中間前金払」とは、地方自治法施行令附則第7条の規定により既にした前金払に追加してする前金払をいう。

### (前金払)

第3条 市長は、別表の公共工事の欄に掲げる公共工事の区分に応じ、それぞれ同表の請負代金額の欄に掲げる請負代金額の公共工事について前金払(中間前金払を除く。)をすることができる。

2 公共工事の工期が2年度以上にわたる場合は、公共工事の当該年度において実施すべき請負代金額に相当する額に対して前項の規定を適用する。ただし、特に市長が必要と認める場合は、この限りではない。

### (中間前金払)

第4条 市長は、前条の規定により前金払(中間前金払を除く。)をした公共工事であって、その請負契約において中間前金払をする旨の定めをした者のうち次の各号のいずれにも該当するものについて、中間前金払をすることができる。

(1) 工期の2分の1を経過していること。

(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工程表に基づく工事に係る作業が行われていること。

(3) 工程表に基づく既に行われた工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上に相当するものであること。

2 公共工事の工期が2年度以上にわたる場合の前項の規定の適用については、同項第1号及び第2号中「工期」とあるのは「当該年度における工期」と、同項第3号中「請負代金額」とあるのは「当該年度において実施すべき請負代金額」とする。

### (前金払の額)

第5条 前金払の額は、別表のとおりとする。

(前金払の制限)

第6条 市長は、前3条の規定にかかわらず、その公共工事の性質上特に必要があると認めるときは、前金払をしないこと又は前金払の額を減額することができる。

(中間前金払及び部分払の選択)

第7条 第4条の規定による中間前金払の公共工事の請負者は、工事請負契約締結時に中間前金払又は部分払のいずれかを選択し、中間前金払と部分払の選択に係る届出書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。この場合において、工事請負契約締結後の変更は認めないものとする。

2 公共工事の工期が2年度以上にわたる場合の会計年度末における部分払は、前項の部分払に含めないものとする。

(前金払の請求)

第8条 この告示の規定に基づき前金払を受けようとする者は、請負契約を締結した日(債務負担行為又は繰越しに係る工事の2年目以降は、その年度の予算の執行が可能となった日)から起算して14日以内に請求書に法第2条第4項に規定する保証事業会社が発行する保証証書(以下「保証証書」という。)を添えて、市長に請求しなければならない。

2 市長は、公共工事の工期が2年度以上にわたる場合は、年度ごとに、当該年度において実施すべき請負代金額に相当する金額に対し別表に定める割合で算出した得た額を分割して請求させるものとする。

(中間前金払の認定等)

第9条 この告示の規定に基づき中間前金払を受けようとする者は、あらかじめ、中間前金払に係る市長の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けようとする者は、中間前金払認定請求書(様式第2号)に工事履行報告書(様式第3号)を添えて、市長に請求しなければならない。ただし、公共工事の工期が2年度以上にわたる場合は、年度ごとに請求しなければならない。

3 市長は、前項に規定する請求があったときは、第4条第1項の要件を満たしているかどうかを審査し、これを適当と認める場合は中間前金払の額を決定し、中間前金払認定調書(様式第4号)を当該請求者に交付するものとする。

4 前項に規定する調書を受けた者は、当該調書を受け取った日より14日以内に請求書に保証証

書を添えて、市長に請求しなければならない。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、前金払の取扱いについては、加賀市財務規則(平成17年加賀市規則第35号)及び加賀市建設工事標準請負契約約款(平成17年加賀市告示第13号)に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行し、平成23年4月1日以後に請負契約を締結する公共工事から適用する。

(加賀市公共工事の前金払に関する基準の廃止)

- 2 加賀市公共工事の前金払に関する基準(平成17年10月1日公表)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 平成23年4月1日前に請負契約を締結した公共工事に係る前金払については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年3月26日告示第56号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行し、平成25年4月1日以後に請負契約を締結する公共工事から適用する。

附 則 (平成28年3月31日告示第 号)

この告示は、平成28年4月1日から施行し、この告示による改正後の加賀市公共事業の前金払取扱要綱の規定は、同日以後に請負契約を締結する公共工事から適用する。

別表(第3条、第4条、第8条、第9条関係)

公共工事	請負代金額	前金払の額(中間前金払を除く。)	中間前金払の額
(1) 土木建築に関する工事	200万円以上	請負代金額の4割以内	請負代金額の2割以内
(2) 土木建築に関する工事の設計及び調査	200万円以上	請負代金額の3割以内	
(3) 土木建築に関する工事の用に供することと目的とする機械類の製造	200万円以上	請負代金額の3割以内	
(4) 測量	200万円以上	請負代金額の3割以内	

備考

この表の規定により算出した前金払及び中間前金払の額に10万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

## 中間前金払と部分払の選択に係る届出書

年 月 日

(宛先)

加 賀 市 長

請負者 住 所

氏 名

印

次に掲げる工事については、(中間前金払・部分払)を選択したいので、届出します。

工 事 名	
工 事 場 所	
請 負 代 金 額	
契 約 日	年 月 日
工 期	着工 年 月 日
	完成 年 月 日

備考

- 1 中間前金払と部分払のどちらかを選択すること。ただし、複数年度にわたる契約の会計年度末における部分払は除外して扱い、年度途中の部分払のみを選択の対象とすること。
- 2 契約締結後の変更は認めない。

## 中間前金払認定請求書

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	着工 年 月 日 完成 年 月 日
請 負 代 金 額	
契 約 年 月 日	
摘 要	前払金受領額 ¥ — 前払金受領日 年 月 日
<p>上記の工事について、中間前金払の請求をしたいので要件を具備していることを認定されたく請求します。</p> <p>加賀市長</p> <p>年 月 日</p> <p>請負者 住所 氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p>	

(注) 特定建設工事共同企業体にあつては、構成員すべてが記名押印のこと。



## 中間前金払認定調書

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	着工 年 月 日 完成 年 月 日
請 負 代 金 額	
契 約 年 月 日	
摘 要	前払金受領額 ￥ — 前払金受領日 年 月 日
<p>上記の工事について、その進捗を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を(具備していること・具備していないこと)を認定する。</p> <p>請負者 住所 氏名 様</p> <p>年 月 日</p> <p>加賀市長 ⑩</p>	